

砂川市訓令第21号

令和4年4月1日

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱(平成24年訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「任用等」を「任用」に改め、同条第1号中「都市地域等」の次に「若しくは海外」を加える。

第4条の見出し中「任用等」を「任用」に改め、同条第1項中「任用等」を「任用」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員(令和元年度から令和3年度までに任用された者に限る。)が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、活動期間を2年を上限として延長し、最長5年とすることができる。

第4条第2項及び第3項中「任用等」を「任用」に改める。

第10条第1項中「任用等」を「任用」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。